

令和4年度定期搬送便業務委託仕様書

1 業務内容

神奈川県内の市区町村庁舎等（以下、「市区町村」という。）から神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局（以下、「広域連合」という。）への個人情報等を含む申請書等の搬送業務、及び広域連合から市区町村への搬送袋の搬送業務

2 搬送物授受の場所（別紙1参照）

横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階
神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
及び神奈川県内の市区町村庁舎等59か所

3 業務日程（別紙2参照）

令和4年4月から令和5年3月まで概ね週1回の搬送とし、年間で51回とする。また、日程は別紙のとおりとする。ただし、変更がある場合は別途協議する。

4 搬送方法

車両により、市区町村で搬送用袋の配布及び搬送物の回収を行い、同日15時までに広域連合へ搬送する。その際、前回使用した搬送用袋を広域連合から回収し、次の配送時まで受託者が営業所の施錠できる場所で保管する。

5 搬送物

(1) 市区町村から広域連合への搬送業務

市区町村から広域連合への下記搬送物を、長さ、幅及び厚さの合計が90センチ以上のコンテナ等で梱包した形態により搬送する。なお、本業務は信書便法第2条第7項第1号に規定する「特定信書便役務」に該当する。

個人情報を含む申請書等の入った搬送袋（市区町村により以下の2種類を予定）で、
1 市区町村あたり1～2袋程度。

※袋はナイロン製、鍵付きの状態ですべて市区町村から引渡される。

搬送袋（大）：B4サイズ、青色（マチ付き）

搬送袋（小）：B4サイズ、青色（マチなし）

(2) 広域連合から市区町村への搬送業務

個人情報を含む申請書等が入っていない上記搬送袋（空袋）

6 資格

契約締結時に特定信書便事業許可状の写しを提出すること。

7 業務の実施に係る留意事項等

- ・複数ルートによって回収する場合はルートごとに広域連合へ納品することができるも

のとする。ルートを設定した場合は広域連合あてにあらかじめ通知すること。

- ・搬送計画書を契約締結後に別途提出すること。
- ・使用する車両は、積荷に対して施錠管理ができるものとする。
- ・回収及び納品時間は、8時30分～15時とする。ただし、12時～13時は可能な限り避けること。
- ・道路事情等により納品時間に間に合わない場合や納品が困難な場合は、広域連合へ必ず事前連絡を行うこと。
- ・搬送の際、高速道路を利用する場合は、その代金も契約金額に含めること。(別途請求は認めない。)
- ・コンテナ等、搬送用袋及び鍵を保管中に破損または紛失した場合は、受託業者の責任で調達すること。

8 支払い方法

契約金額内において、各月の実績に基づく支払いとする。

(月末締め翌月払い・12回以内)

9 事故発生時の報告

業務の運用にあたって個人情報を含む申請書を一時的に車両内に保管するため、受託業者は、セキュリティ対策及び個人情報保護に関する事故や障害が発生した場合の体制及び対応フローについて事前に広域連合あて提出すること。

また、受託業者は委託事務に関して何らかの事故が生じた場合は、直ちに広域連合に報告し、指示を受けること。

10 再委託等の禁止

- ・受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ・受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に広域連合に書面による申請を行い、承諾を得ること。

11 個人情報

受託業者は個人情報の取り扱いには十分注意のうえ、広域連合が定める契約約款に基づき業務を行うこと。

12 連絡体制

受託業者は広域連合からの連絡事項等に速やかに対応できる体制を整えること。

13 疑義等の決定

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、速やかに両方で協議して決定するものとする。

14 特記事項

当該落札決定の効果は、令和4年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和4年4月1日の令和4年度予算発効時において効果を生ずるものとする。

授 受 場 所 一 覧 表

No	市区町村	
1	鶴見区役所	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
2	神奈川区役所	横浜市神奈川区広台太田町3-8
3	西区役所	横浜市西区中央1-5-10
4	中区役所	横浜市中区日本大通35
5	南区役所	横浜市南区浦舟町2-33
6	港南区役所	横浜市港南区港南4-2-10
7	保土ヶ谷区役所	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
8	旭区役所	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12
9	磯子区役所	横浜市磯子区磯子3-5-1
10	金沢区役所	横浜市金沢区泥亀2-9-1
11	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
12	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
13	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
14	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
15	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
16	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
17	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
18	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190
19	川崎市役所	川崎市川崎区東田町8
20	川崎区役所	川崎市川崎区東田町8
21	幸区役所	川崎市幸区戸手本町1-11-1
22	中原区役所	川崎市中原区小杉町3-245
23	高津区役所	川崎市高津区下作延2-8-1
24	宮前区役所	川崎市宮前区宮前平2-20-5
25	多摩区役所	川崎市多摩区登戸1775-1
26	麻生区役所	川崎市麻生区万福寺1-5-1
27	大師支所区民センター	川崎市川崎区東門前2-1-1
28	田島支所区民センター	川崎市川崎区鋼管通2-3-7
29	横須賀市役所	横須賀市小川町11
30	平塚市役所	平塚市浅間町9-1
31	鎌倉市役所	鎌倉市御成町18-10
32	藤沢市役所	藤沢市朝日町1-1
33	小田原市役所	小田原市荻窪300
34	茅ヶ崎市役所	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
35	逗子市役所	逗子市逗子5-2-16
36	相模原市役所	相模原市中央区中央2-11-15
37	三浦市役所	三浦市城山町1-1
38	秦野市役所	秦野市桜町1-3-2
39	厚木市役所	厚木市中町3-17-17
40	大和市役所	大和市下鶴間1-1-1
41	伊勢原市役所	伊勢原市田中348
42	海老名市役所	海老名市勝瀬175-1
43	座間市役所	座間市緑ヶ丘1-1-1
44	南足柄市役所	南足柄市関本440
45	綾瀬市役所	綾瀬市早川550
46	葉山町役場	三浦郡葉山町堀内2135
47	寒川町役場	高座郡寒川町宮山165
48	大磯町役場	中郡大磯町東小磯183
49	二宮町役場	中郡二宮町二宮961
50	中井町役場	足柄上郡中井町比奈窪56
51	大井町役場	足柄上郡大井町金子1995
52	松田町役場	足柄上郡松田町松田惣領2037
53	山北町役場	足柄上郡山北町山北1301-4
54	開成町役場	足柄上郡開成町延沢773
55	箱根町役場	足柄下郡箱根町湯本256
56	真鶴町役場	足柄下郡真鶴町岩244-1
57	湯河原町役場	足柄下郡湯河原町中央2-2-1
58	愛川町役場	愛甲郡愛川町角田251-1
59	清川村役場	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216

広域連合

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

横浜市神奈川区栄町8-1
ヨコハマポートサイドビル9階

別紙2

定期搬送便スケジュール

	第一週便	第二週便	第三週便	第四週便	第五週便
令和4年4月	4月1日 (金)	4月8日 (金)	4月15日 (金)	4月22日 (金)	4月28日 (木)
令和4年5月		5月13日 (金)	5月20日 (金)	5月27日 (金)	
令和4年6月	6月3日 (金)	6月10日 (金)	6月17日 (金)	6月24日 (金)	
令和4年7月	7月1日 (金)	7月8日 (金)	7月15日 (金)	7月22日 (金)	7月29日 (金)
令和4年8月	8月5日 (金)	8月12日 (金)	8月19日 (金)	8月26日 (金)	
令和4年9月	9月2日 (金)	9月9日 (金)	9月16日 (金)	9月22日 (木)	9月30日 (金)
令和4年10月		10月7日 (金)	10月14日 (金)	10月21日 (金)	10月28日 (金)
令和4年11月	11月4日 (金)	11月11日 (金)	11月18日 (金)	11月25日 (金)	
令和4年12月	12月2日 (金)	12月9日 (金)	12月16日 (金)	12月23日 (金)	
令和5年1月	1月6日 (金)	1月13日 (金)	1月20日 (金)	1月27日 (金)	
令和5年2月	2月3日 (金)	2月10日 (金)	2月17日 (金)	2月24日 (金)	
令和5年3月	3月3日 (金)	3月10日 (金)	3月17日 (金)	3月24日 (金)	3月31日 (金)